

第 23 期愛知海区漁業調整委員会

第 3 回 会 議 議 事 録

令和 7 年 6 月 11 日
海区漁業調整委員会委員室

日	時	令和7年6月11日(水) 午前10時30分から午前11時00分まで		
場	所	海区漁業調整委員会委員室(西庁舎5階)		
議	題	<p>第1号議案 中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について(諮問)</p> <p>第2号議案 愛知県資源管理方針の変更について(諮問)</p> <p>第3号議案 まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について(諮問)</p> <p>第4号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について</p>		
出席委員		山下三千男	黒田 勝春	鈴木 惣和
		中根 静夫	小林 俊雄	榊原 満男
		川口 正康	山本 忍	磯貝 政男
		深井 淳二	長谷川桂子	山本 昌弘
				鈴木 敏且
				石井 克也
欠席委員		岩田 靖宏		
事務局職員			書記長	長井 猛
			主 査	黒田 拓男
農業水産局	水産振興監			岡本 俊治
	水産課		課 長	坂口 泰治
	〃		担当課長	原 保
	〃		課長補佐	大橋 昭彦
	〃		課長補佐	村内 嘉樹
	〃		主 任	金田 康見
	〃		課長補佐	長谷川圭輔
	〃		課長補佐	五藤 啓二

事務局（長井）	<p>定刻となりましたので始めさせていただきます。</p> <p>会議に先立ちまして、配付資料の確認をさせていただきます。</p> <p>資料は、会議次第、配席図、第1号議案、第2号議案、第3号議案及び第4号議案の以上6種類でございますが、過不足はございませんでしょうか。</p> <p>[資料確認]</p> <p>それでは、ただ今から第3回愛知海区漁業調整委員会会議を開催します。</p> <p>最初に山下会長から御挨拶をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>第3回愛知海区漁業調整委員会の開会にあたり、一言挨拶を申し上げます。</p> <p>委員各位、また、行政関係者の皆様におかれましては、お忙しいところ、ご出席いただき、お礼申し上げます。</p> <p>本日は、議案4件が上程されております。</p> <p>委員の皆様には、円滑な議事進行に御協力をいただくことをお願いいたします。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、岡本水産振興監から御挨拶をお願いいたします。</p>
水産振興監	<p>おはようございます。第3回愛知海区漁業調整委員会の開催にあたりまして、私からも一言挨拶申し上げます。</p> <p>委員の皆様方には、大変お忙しい中また雨でお足元の悪い中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。</p> <p>また、日頃は本県の水産振興に御理解御協力を頂きまして、重ねてお礼申し上げます。</p> <p>今週になりまして東海地方は梅雨に入りまして、本日も非常に蒸</p>

	<p>し暑くなっています。近年は異常気象にともなう豪雨被害が多発しております。雨が降らずに水不足になってはいけませんけれども適度に雨が降って豪雨災害がないことを祈っております。漁模様につきましてはシラス漁が定期的に出漁できているということで、豊漁になると期待しております。一方、アサリにつきましては豊川河口の種仔の発生が芳しくないということでございます。水産試験場でも資源調査して参りますので、利用できるものは利用していきたいと考えております。</p> <p>本日は、会長の御挨拶にもありましたとおり、議案4件準備されていると伺っております。委員の皆様には、慎重な御協議をお願い申し上げます。</p>
事務局（長井）	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は定員15名のうち、14名の出席を得ましたので、漁業法第145条第1項の規定によりまして、この委員会の会議は成立しました。</p> <p>それでは、委員会運営規程第5条第2項によりまして山下会長に議長をお願いいたします。</p>
会長（山下）	<p>私が議長をつとめますので、よろしくをお願いいたします。</p> <p>では、委員会運営規程第11条第2項の規定に基づき、議事録署名者を指名します。議事録署名者には、議長の私と、中根委員、榊原委員をお願いいたします。</p> <p>ただ今より議事に入ります。</p> <p>第1号議案の「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（村内）	<p>議案1「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」御説明いたします。</p> <p>漁業許可をしようとするときは、当該漁業の制限措置の内容と申請すべき期間を海区漁業調整委員会の意見を聴いて公示しなければ</p>

ばなりません。また、廃業などにより定数に空きが生じた場合には、毎年一回、新規の許可を行うこととしており、今回は、空き枠分の許可を行う漁業の制限措置の内容及び申請すべき期間について、諮問するものでございます。

資料1 ページを御覧ください。諮問文を朗読いたします。

「諮 問 文 朗 読」

資料3 ページ、別紙を御覧ください。

表の左の欄に今回諮問させていただく漁業種類を、真ん中の欄に制限措置の内容を、右の欄に申請すべき期間を、今回空き枠のある1の「中型まき網漁業」から13の「空釣こぎ漁業」まで記載しております。

それでは真ん中の欄の制限措置の内容について御説明いたします。

制限措置の内容につきましては、「(1)漁業種類」、「(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」、「(3)船舶総トン数」、「(4)推進機関の馬力数」、「(5)操業区域」、「(6)漁業時期」、「(7)漁業を営む者の資格」を示しております。

なお、今回の諮問にあたり、「(2)許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」以外の制限措置は、現行の許可方針から変更ありません。

(2)の許可する数と、申請すべき期間につきましては、資料13 ページにまとめましたので御覧ください。

表の左の欄から許可を行う「漁業種類」、許可取扱方針に記載された許可の「定数」、令和6年6月1日現在の「許可数」、定数から許可数を引いた「空き枠」、「公示数」、「許可又は起業の認可を申請すべき期間」、「許可の期間」、「備考」を記載しております。

表の一番左の欄、中型まき網漁業から空釣こぎ漁業まで、廃業見合いの新規許可を行う漁業となっており、「定数」から「許可数」

を引いた「空き枠」が、今回許可する「公示数」、すなわち制限措置の内容のうち(2)の「許可又は起業の認可をすべき船舶等の数」となっております。

申請すべき期間につきましては、県漁業調整規則第 11 条第 2 項で、一月を下らない範囲内において、漁業の種類ごとに定めると規定されており、今回は令和 7 年 7 月 10 日（木）午前 8 時 45 分から令和 7 年 8 月 10 日（日）午後 5 時 30 分までの 1 か月としております。

なお、許可の期間につきましては、許可の日から、それぞれの漁業の一斉更新時における許可の期間までとしております。

最後に、参考として 15 ページに関係規則の抜粋を、17 ページ以降には、申請を受けるにあたり県 web ページ上で公開される公示文の案を載せております。

以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。

会長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（深井）

制限措置(7) 漁業を営む者の資格と書いてありますが、国籍は関係なく県内に住んでいれば良いという事でしょうか。

水産課（大橋）

国籍は日本国籍という事でございます。

会長（山下）

質問等も出つくしたようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

会長（山下）

異議無しの声があったので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。

委員（全員）	（挙手全員）
会長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「中型まき網漁業等の制限措置の内容及び申請すべき期間について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>次に、第2号議案の「愛知県資源管理方針の変更について」、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（長谷川）	<p>第2号議案についてご説明します。</p> <p>愛知県資源管理方針は、漁業法に基づき、国の資源管理基本方針に即して、本県の資源管理の方針を定めるものです。</p> <p>愛知県資源管理方針の変更については、漁業法に基づき、海区漁業調整委員会への諮問後、水産庁に協議して、承認される必要がありますので、本日、諮問を行うものです。</p> <p>最初に、諮問文を朗読いたします。資料の1ページ目を御覧ください。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>本日の配布資料の3ページから4ページの別紙は、告示案となります。5ページは変更の理由及び主な変更点、7ページから8ページは変更案の新旧対照表、9ページから24ページは変更後の資源管理方針案、25ページから26ページは国の資源管理基本方針の抜粋となっており、最後の27ページ目は参考として漁業法条文の抜粋となっております。</p> <p>それでは、5ページをお開きください。変更の理由及び主な変更点を説明いたします。</p> <p>まず、「1変更の理由」についてです。ぶりが令和7年4月から漁業法に基づくTAC管理の対象資源である「特定水産資源」となりました。これは、令和4年からぶりの漁獲が多い都道府県と国との</p>

間での議論等を経て決定されたものです。現行の愛知県資源管理方針には、ぶりに係る具体的な資源管理方針は定められていないため、国の資源管理基本方針に愛知県資源管理方針を適合させるため、このたび変更を行うものです。

次に、「2主な変更点」についてですが、別記19を追加するものとなっていますが、具体的には新旧対照表にて説明しますので7ページを御覧ください。

別記19がぶりに係る部分ですが、ぶりについては、当面、採捕の停止や配分数量の明示はせず、資源評価等に係る課題の解決を図りながら段階的に管理を進めていく「ステップアップ管理」を実施していくことになっております。数量配分のない、他の特定水産資源と同様の記載内容としており、現行の水準以上に漁獲量を増加させない管理としております。

その他、軽微な字句の修正を、7ページの第8において行っております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会で御承認をいただきましたら、水産庁へ承認申請をすることになります。また、本方針は県公報により告示による公表となります。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁及び法務文書課との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。

委員（多数）

（異議無し）

議長（山下）

異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案

	を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。
委員（全員）	（挙手全員）
議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「愛知県資源管理方針の変更について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>次に、第3号議案の「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」ですが、その前に事務局から連絡があるとのことで、よろしくお願ひします。</p>
事務局（長井）	<p>ただいま御審議いただきました第2号議案の御承認を受けまして、第3号議案の諮問文を配布いたしますので、資料1ページの差替えをお願いします。</p> <p>（事務局配布）</p>
議長（山下）	<p>それでは、水産課から説明をお願いします。</p>
水産課（長谷川）	<p>令和7管理年度が7月から開始する、まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する知事管理漁獲可能量について、国から配分量が示されましたので、漁業法に基づき、貴委員会に諮問させていただくものです。</p> <p>最初に、諮問文を朗読させていただきます。資料の1ページを御覧ください。</p> <p>「諮問文朗読」</p> <p>3ページの別紙にある表をご覧ください。</p> <p>令和7管理年度である令和7年7月1日から令和8年6月30日</p>

までの知事管理漁獲可能量は「愛知県まさば及びごまさば太平洋系群漁業」に「現行水準」を設定しています。この「現行水準」は、漁獲努力量を現状以下とすることで、漁獲量を現行以上に増加させない管理を行うものとなります。また、令和7年7月から新たにTAC管理がはじまる「愛知県ぶり漁業」には「101,000トンの内数」を設定しています。「101,000トンの内数」とは、国全体での漁獲の上限となります。

なお、ぶりについては、令和7年7月1日から開始されるのは、ステップアップ管理のステップ1になりますので、漁獲量報告が義務化されますが、採捕停止命令は出されません。

5ページを御覧ください。

5ページから8ページは官報を抜粋したものであり、国から都道府県へ示された配分量が記載されています。まさば及びごまさばについては5ページに、ぶりについては8ページ、に本県への配分が記載されています。まさば及びごまさばの漁獲量は本県の全国シェアが小さいことから、令和6管理年度と同様に国から「現行水準」が配分されており、ぶりについては、先ほどお示ししたとおり、「101,000トンの内数」が配分されています。

なお、9ページは参考として漁業法条文の抜粋を載せております。

内容は、以上のとおりですが、今後、貴委員会のご承認をいただいた後は、漁業法第16条第3項に基づき、水産庁へ承認申請をし、水産庁の承認後に県公報で告示します。その際、趣旨に影響のない文言の修正等、軽微な変更は、水産庁及び法務文書課との協議結果に従う、との御了解を合わせてお願いいたしまして、御審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

議長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

	<p>質問等もないようですので、議案を採決することに御異議はございませんか。</p>
委員多数	<p>(異議無し)</p>
議長(山下)	<p>異議無しの声がありましたので、議案を採決いたします。原案を適当と認めることに賛成の委員は挙手を願います。</p>
委員全員	<p>(挙手全員)</p>
議長(山下)	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、「まさば及びごまさば太平洋系群並びにぶりに関する令和7管理年度における知事管理漁獲可能量について」は、原案どおり適当と認めることとします。</p> <p>次に、第4号議案の「太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について」、事務局から説明をお願いします。</p>
事務局(黒田)	<p>第4号議案 太平洋広域漁業調整委員会委員の選出について、御説明いたします。</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会委員につきましては、現在の広域漁業調整委員の任期末が令和7年9月30日までとなっており、今回、令和7年10月からの次期広域漁業調整委員の選出をお願いするものであります。</p> <p>1 ページをご覧ください。</p> <p>太平洋広域漁業調整委員会について改めて御説明いたします。</p> <p>1の委員会の設置ですが、広域漁業調整委員会は漁業法第152条第1項の規定により、太平洋、日本海・九州西海域、瀬戸内海に設置されております。</p> <p>また、委員会の効率的な運営のため、部会等が設けられています。</p> <p>2の委員会の機能としましては、広域的に分布回遊する資源を対象とした資源管理に関する事項について、協議調整を行います。</p>

3の委員構成ですが、委員会は漁業法第153条の規定により、都道府県ごとに互選する沿岸漁業の代表者を主とする海区代表者と、国が選任する沖合漁業の代表者を主とする関係漁業の代表者、学識経験者で構成され、太平洋広域漁業調整委員会については委員数が28名となっております。

このうち海区代表者は、太平洋の区域内に設置された海区漁業調整委員会の委員が都道府県ごとに互選した者、各一人となっております。

4の現在の愛知県選出委員につきましては、令和7年4月1日開催の第1回委員会会議におきまして、現在の広域漁業調整委員の任期末である令和7年9月30日まで、石井委員に御就任いただくことが決まりましたが、今回、令和7年10月からの次期広域漁業調整委員について選出をお願いするものであります。

資料2ページを御覧ください。

こちらは次期広域漁業調整委員の互選結果について、7月24日までに報告を求める愛知県農業水産局水産課長からの依頼文でございます。今回の委員選出の結果について報告いたします。

説明は以上でございます。

議長（山下）

ありがとうございました。

ただ今の説明につきまして、何か御質問等はございますか。

委員（鈴木惣和）

委員の選出については、指名推薦で選んではいかがでしょうか。

議長（山下）

ただ今、鈴木惣和委員より指名推薦で選んではどうかのご意見がありました。そのように取りはからってよろしいですか。

委員多数

（異議無し）

議長（山下）

それでは、委員の皆様にご賛同いただきましたので、指名推薦で行いたいと思います。どなたかの御推薦はございますか。

委員（鈴木惣和）	石井委員に引き続きお願いしたいのですが、どうでしょうか。
議長（山下）	ただ今、鈴木惣和委員より石井委員との推薦をいただきましたがいかがでしょうか。
委員多数	（異議無し）
議長（山下）	鈴木惣和委員よりいただきました指名推薦に対し、採決をいたしたいと思います。石井委員を太平洋広域漁業調整委員会委員とすることに賛成の方は挙手をお願いいたします。
委員全員	（挙手全員）
議長（山下）	<p>ありがとうございました。</p> <p>挙手全員と認め、令和7年10月1日からも太平洋広域漁業調整委員会委員は、石井委員をお願いすることといたします。</p> <p>以上で本日予定の議題はすべて終了しました。</p> <p>これをもちまして、第3回委員会を終了します。</p> <p>委員の皆様、お疲れさまでした。</p>
	<p style="text-align: center;">議 長</p> <p style="text-align: center;">委 員</p> <p style="text-align: center;">委 員</p>